

令和6年度 第1回公民館運営審議会会議録

日 時 令和6年5月29日（水）
午後3時08分 開会
午後3時47分 閉会
場 所 笠間市役所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議 題
 - （1）令和5年度公民館事業報告について
 - （2）令和6年度公民館事業計画について
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員 5名（うち委員長、副委員長各1名）
欠席委員 3名
傍聴者 なし
事務局員 5名

司会 事務局
進行 委員長

事務局：開式の挨拶

委員長：委員会挨拶

事務局：職員自己紹介

- 3 議 題
 - （1）令和5年度公民館事業報告について

委員長：令和5年度公民館事業報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局：組織図により公民館の組織体制等について報告。
笠間市立公民館の令和5年度事業報告について説明

委員長：令和5年度の事業報告について、ご質問をお受けします。

委員長：たくさんの方が公民館を利用されていると思いますが、どうでしたか。

事務局：昨年はコロナによる規制が緩和されたことにより、笠間公民館大ホールの大きな催事も再開しましたので、利用人数が伸びました。

委員長：笠間、友部、岩間では、利用人数に差があるようですが、それは仕方がないことでしょうか。

事務局：笠間公民館は、512名収容の大ホール利用がございまして、笠間は利用人数が多くなると思います。

利用回数については、位置的に中心となる友部公民館が多く、岩間公民館は、市民センターいわまの3階にあり、定員が少ない会議室などのため利用人数が少なくなるという毎年の傾向です。

委員長：公民館まつりが、3館合同開催になったのはいつからですか。

事務局：令和4年度から合同開催となりましたので、合同で2回開催しております。

今年度も合同での開催を計画しております。

委員長：岩間地区の方から会場の友部公民館に行ってまでという意見を聞きましたが、笠間、岩間の出展者が会場一箇所に集まり人数的な部分があったと思いますが、合同開催の評判はどうでしたか。

事務局：市民美術展覧会なども同じですが、作品が多い方が人が来ていただけますので、賑わいを創出するため、友部公民館で展示発表を実施しました。

少数意見ですが、笠間地区でも少し遠いかなというお話しは聞いておりますが、3館に分散すると作品の展示数が少なくなり寂しいとの意見もございましたので、中心にある友部公民館で実施できればと考えております。

委員長：子どもの展示数が相当多く、会場の体育室に展示してあるものを全部鑑賞するのは大変ですが、自分が知らなかった学校の作品があったり新たな発見がありましたので、とても良かったと思います。

（２）令和6年度公民館事業計画について

委員長：令和6年度公民館事業計画について、事務局の説明をお願いします。

事務局：笠間市立公民館の令和6年度事業計画について説明

委員長：令和6年度の事業計画について、ご質問をお受けします。

委員：会場の予約確保の件で、定期利用団体は一定の枠の中で何箇月前に予約を申し込みますが、2、3年に1回程度開催する催し物については、1、2年前から計画しないと実施が難しく、公民館の規則では、何ヵ月前からでないと会場を予約できないので、そのような時に会場を予約することは、難しいとは思いますが、可能な限り相談を受けて調整していただければ有難いです。

団体が行う市民参加のイベントは、市内や市外でも開催すれば、市内だけでなく周辺の市町村からも参加者が来ると思います。

今年の9月に文化協会関連団体のブラザービーツが演奏会を行います。その団体は9月に開催するために去年から準備をしていましたので、適切な時期に会場の予約ができないと、イベントのチラシや案内などができませんので、公民館に相談に行って許可をいただき段取りができるようになりました。

今後も同じような相談があった時には、可能な限りですが、実現できる方向で検討をお願いしたいと思います。

事務局：従前からご相談頂いておりますが、ご承知のとおり公民館の場合、設置及び管理に関する条例の規則には、4箇月前から予約を受け付けることができると謳っておりますが、優先順位がございまして、まずは笠間市主催の事業からになります。

例えばコロナなどのワクチン接種や市民の健康を守る医療的な利用などがあります。

また、市が共催して行う事業や市のための教育的なものや福祉団体関係の利用などいろいろな要件を考慮して、基本的には4箇月前からですが、ご相談いただいた内容を考慮し、半年前からの予約などできる限り柔軟に対応できればと3館会議でも話し合っております。

委員長：大きな施設でのイベントは、4箇月前からの予約では厳しいのでしょうか。

体育館の方はどうでしょうか。

事務局：体育館は指定管理者によりスポーツ振興協会が受けており体育施設になります。

また、公民館の場合は、社会教育法による社会教育施設でして、社会教育法23条の縛りがありますが、時代の流れで法律はかなり従前にできたものなので、少し応談的にやっていく部分もございます。

例えば公民館で物の販売やお金に関わる契約など営利な目的利用には貸し出せませんでした。が、会社の社員研修など目的によっては公民館も利用可能な対応をとっております。

なお、地域交流センターのトモアとあたごは、営利目的でも大丈夫です。し、笠間地区にありました地区公民館12館につきましては、地域交流センターに移行して地元の住民が使いやすいように移行した経緯があります。

委員長：他にないようですので、これで令和6年度第1回公民館運営審議会を終了します。

事務局：閉式の挨拶

午後3時47分 閉会